

亀山市公告第70号

亀山農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により当該計画を亀山市産業環境部農林振興課農林政策グループにおいて縦覧に供する。

令和8年10月15日

亀山市長 櫻井 義之